

住宅用火災警報器設置対策会議開催要綱

（開 催）

第 1 条 消防法により設置が義務づけられた住宅用火災警報器（以下、「住警器」という。）を設置していない世帯に対し、法令遵守を徹底し、もって住宅火災による死者の低減を図るため、住宅用火災警報器設置対策会議（以下、「対策会議」という。）を開催する。

（所掌事務）

第 2 条 対策会議は、住警器の設置対策に係る基本方針を決定し、関係団体が実施する第一号から第三号に掲げる事項に関する事業の年次計画及び第四号から第七号に掲げる事項について協議する。

- 一 住警器の設置広報等に関すること。
- 二 住警器の未設置世帯に対する働きかけに資する地域活動の展開方策に関すること。
- 三 住警器の適切な維持管理の推進に関すること。
- 四 対策会議の各構成団体が行う施策の連絡調整に関すること。
- 五 住警器の設置対策に係る財政に関すること。
- 六 住警器の設置状況の把握に関すること。
- 七 その他住警器の設置対策に必要な事項に関すること。

（組 織）

第 3 条 対策会議は、委員をもって組織する。

- 2** 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員及び関係団体の代表者等から消防庁長官が委嘱する。
- 3** 対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4** 会長は、会務を総括する。
- 5** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6** 住警器の設置対策に関して特に必要がある場合、対策会議に専門部会を置くことができる。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、消防法により義務づけられた住警器の設置の重要性を認識し、対策会議が決定する基本方針の促進に資する施策の立案、事業の実施等に積極的に参画協力するとともに、自らが所属し又は関係を有する機関、団体等に対して、協力を要請するよう努めるものとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（庶務）

第6条 対策会議の庶務は、消防庁予防課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月7日から実施する。